

次に掲げる条例を公布する。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市立障害者就労支援施設条例及び大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

令和7年5月29日

大阪市長 横山英幸